

東久留米市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業の運営基準に関する条例制定について

1 条例制定の背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）により一部改正された介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、現在、厚生労働省令（以下「省令」という。）で定められている指定介護予防支援事業の運営基準を、市町村が条例で定めることとなりました。これらの条例制定にあたっては、省令で定められていた基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分します。「従うべき基準」は、省令と異なる内容を定めることはできないとされ、「参酌すべき基準」は、市町村の実情に応じて異なる内容を定めることはできないとされ、「参酌すべき基準」は、市町村の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されています。

市町村における運営基準の条例化については、平成 27 年 3 月 31 日までに制定、施行することとされています。

2 条例制定の方向性

① 条例の基本的な考え方

原則として、現行の省令と同等のものを規定します。

② 条例の趣旨

東久留米市介護保険法に基づく指定介護予防支援事業の運営基準に関する条例を制定します。

指定介護予防支援事業所の有する従業員の員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準を市町村が条例で定める際の基準は、以下のとおりです。

< 従うべき基準 >

- ・ 介護予防支援に従事者に係る基準及び員数
- ・ 介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの（内容及び手続きの説明及び同意等）

< 参酌すべき基準 >

- ・ 従うべき基準以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基

準及び介護予防支援の事業の運営に関する基準

東久留米市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるとともに、法第115条の22第2項第1号の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、特に定める場合を除き、法並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成25年厚生労働省令第105号。以下「整備省令」という。）による改正後の介護保険施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）及び整備省令による改正後の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件）

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定介護予防支援の事業に係る基本方針）

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれてい

る環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（秘密保持）

第5条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。当該事業所の従業者でなくなった後においても、また、同様とする。

（指定介護予防支援の事業に関するその他の基準）

第6条 前2条に定めるもののほか、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、基準省令の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。